



令和5年度エンジニア確保支援事業助成

助成額 最大 **50万円**

申請（募集）期間 令和5年5月8日（月）～
※先着順※ 令和6年2月29日（木）

※助成対象経費の1/2以内で上限50万円となります。

※申請件数等を考慮し、予算の範囲内で区が助成額を決定します。

※予算額に達した場合、募集を終了します。

助成対象者

中小企業基本法に規定する中小製造事業者または中小情報通信事業者で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。※ただし、みなし大企業は除く。

- （1）品川区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
（登記簿謄本または開業届等で品川区の住所が確認できること。）
 - （2）法人事業税および法人都民税（個人の場合は個人事業税および住民税）等を滞納していないこと。
 - （3）品川区および他の公的機関から同一内容（経費）で助成金等を受けていないこと。
 - （4）令和3年度および令和4年度の両年度で本助成事業の対象となっていないこと。 等
- ※ 上記以外にも申請要件がございますので、申請前に必ず募集要項をご確認ください。

助成対象エンジニア・技術者

申請は1社1件までとし、以下に示すような職種のエンジニアや技術者を採用していること。

【情報通信事業者】

- ①プログラマー
- ②ソフトウェア開発者
- ③ネットワークエンジニア
- ④カスタマエンジニア
- ⑤システムエンジニア
- ⑥WEBデザイナー
- ⑦データサイエンティスト

【製造事業者】

- ①研究開発
- ②設計開発
- ③生産・製造技術
- ④品質管理
- ⑤プロダクトデザイン
- ⑥メンテナンス



助成対象経費

人材紹介会社等を利用してエンジニアを採用した場合に事業者が支払った人材紹介手数料のうち、令和5年4月から令和6年3月までの期間に就業が開始する採用者に対するもの。

- （1）助成金の交付は一社につき、助成金額にかかわらず、同一年度内につき1回（エンジニア1人分）までとします。
- （2）申請時および実績報告時に当該エンジニアが退職している場合は、助成対象外となります。

申請方法

原則オンラインでの申請手続きとなります。

申請方法等、詳しくは品川区商業・ものづくり課ホームページ
「品川区中小企業支援サイト」の「募集要項」をご覧ください。

<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>

※上記内容はあくまで概要です。申請前に必ず「募集要項」をご確認ください。



【お問い合わせ】

品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係

TEL 5498-6340

FAX 5498-6338